

平成 23 年度森林整備地域活動支援交付金に係る Q & A

問 1 23 年度に何故見直しを行ったのですか

(答) 森林・林業再生プランを踏まえ、利用期を迎えた人工林資源を木材の安定供給へとつなげていくためには、施業の集約化により小規模零細の森林の所有構造を改革し、路網整備と高性能林業機械の活用により、間伐等の生産コストを削減していくことが不可欠です。

このため、支援内容（メニュー）について、集約化に必要な諸活動に対して、計画策定段階、集約化施業の実施段階に応じて支援を行うとともに、集約化施業に必要な不可欠な作業路網の改良活動について支援を行うこととしたところです。

問 2 今までと何が変わりますか。

(答) これまでも集約化に必要な活動の一部については支援してきたところですが、今回、集約化に必要な一連の活動すべてに対して、集約化の段階に合わせ支援していくものとしたところです。

また、交付の要件も、集約化施業の実施を前提としたものとし、成果と直結した活動にのみ支援することとしています。

問 3 どんな活動が支援の対象になりますか。

(答) メニューごとに次の活動が支援の対象となります

○森林経営計画（仮称）作成促進

・森林情報の収集活動

区域の面積、林齢、樹種、成立本数、平均胸高直径、平均樹高、平均傾斜角、斜面方向、林道からの距離、作業道の有無、歩道の有無、作業道の開設予定、境界の状況、その他の森林情報の収集

・森林経営計画（仮称）作成に係る合意形成

森林経営計画（仮称）作成に係る関係森林所有者その他関係者との同意取り付けに必要な説明会の開催、戸別訪問、長期受委託契約の締結等を通じた森林経営計画（仮称）作成に係る合意の取付

○施業集約化の促進

・森林情報の収集活動

区域の面積、林齢、樹種、成立本数、平均胸高直径、平均樹高、平均傾斜角、斜面方向、林道からの距離、作業道の有無、歩道の有無、作業道の開設予定、ヘクタール当たりの材積、主間伐別、伐採率、歩留、材種、主な搬出方法、既存又は設置予定の作業ルートその他の森林情報の収集

- 境界の確認

関係森林所有者の立ち会い等による森林境界の確認

- 集約化施業の実施に係る合意形成

施業提案書の作成、集約化施業実施に係る関係森林所有者その他関係者に対する説明会の開催、戸別訪問、施業提案書の作成等を通じた集約化施業の実施に係る合意の取付

○作業路網の改良活動

- 改良箇所洗い出しのための点検

既設の作業道等の点検を行い、排水不良、路面の洗掘、路肩の崩壊などの発生原因を特定。

- 改良活動

崩壊箇所及び崩壊の原因となっている箇所について、路盤補強、簡易な側溝の作設、土留などの工法により機動的に改良し、丈夫で簡易な作業路網への転換を図る。

問4 交付金額はいくらですか？

(答) 下表のメニューごとの金額の範囲内で、それぞれのメニューの支援対象活動や活動に際しての準備、活動後のとりまとめなどにかかった金額が交付されます。

経費の中には、人件費、旅費、燃料費、資材費、通信運搬費などを含めることが出来ます。また、自ら活動を行った場合にも、活動にかかった労務時間に応じた労務費を計上することが出来ます。

○メニューごとの交付金額（上限値・金額は国からの交付金分）

(1) 森林経営計画(仮称)作成促進	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">森林経営計画（仮称）作成への同意が得られた森林面積</div> × 4,000 円/ha
(2) 施業集約化の促進	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">間伐実施の同意が得られた森林面積</div> × <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> (境界が不明確な森林) 24,000 円/ha (境界が明確な森林) 16,000 円/ha </div> </div>

	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 除伐実施の同意が得られた森林面積 </div> × <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> (境界が不明確な森林) 16,000 円/ha (境界が明確な森林) 8,000 円/ha </div> </div>
(3) 作業路網の改良活動	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 森林施業計画認定森林内の育成林面積 </div> × 2,500 円/ha

問5 支援を受けるためにはどうすればよいですか。

(答) 支援を受けるためには、まず、活動を行おうとする森林が所在する市町村と活動を行うことについて協定を締結する必要があります。

< 交付金交付までの流れ >

- ①市町村と対象森林、地域活動として取り組むべき事項、協定の期間等について定めた協定を締結します。
- ②その協定に基づき活動を行います。
- ③活動実施後、活動の実施状況等に関する報告書を市町村に提出します。
- ④市町村において報告書の内容を確認した後、交付金が支払われます。

問6 現在締結している協定はどうすればよいか

(答) 現在協定を締結している森林において引き続き 23 年度についても森林整備地域活動支援交付金の交付を受けようとする場合は、その内容の一部について変更する必要がありますので、現在協定を締結している市町村にご相談ください。